

和解についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

平成30年5月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 和解に係る事故の概要

平成29年12月12日（火）午前8時32分頃、周南市大字徳山地内（栄谷）の国道315号において、教育部生涯学習課職員の運転する公用車が徳山方面から須々万方面へ走行中、スリップにより対向車線に飛び出し、対向車線を走行していた車両（軽自動車）に衝突した。その後、公用車を進行方向に戻そうとしたところ、相手方車両（タンクローリー）に再度接触した物損事故

(2) 相手方



(3) 和解条項

周南市及び相手方の損害額を各自それぞれが負担する。今後、本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを確認する。

(4) 和解の理由

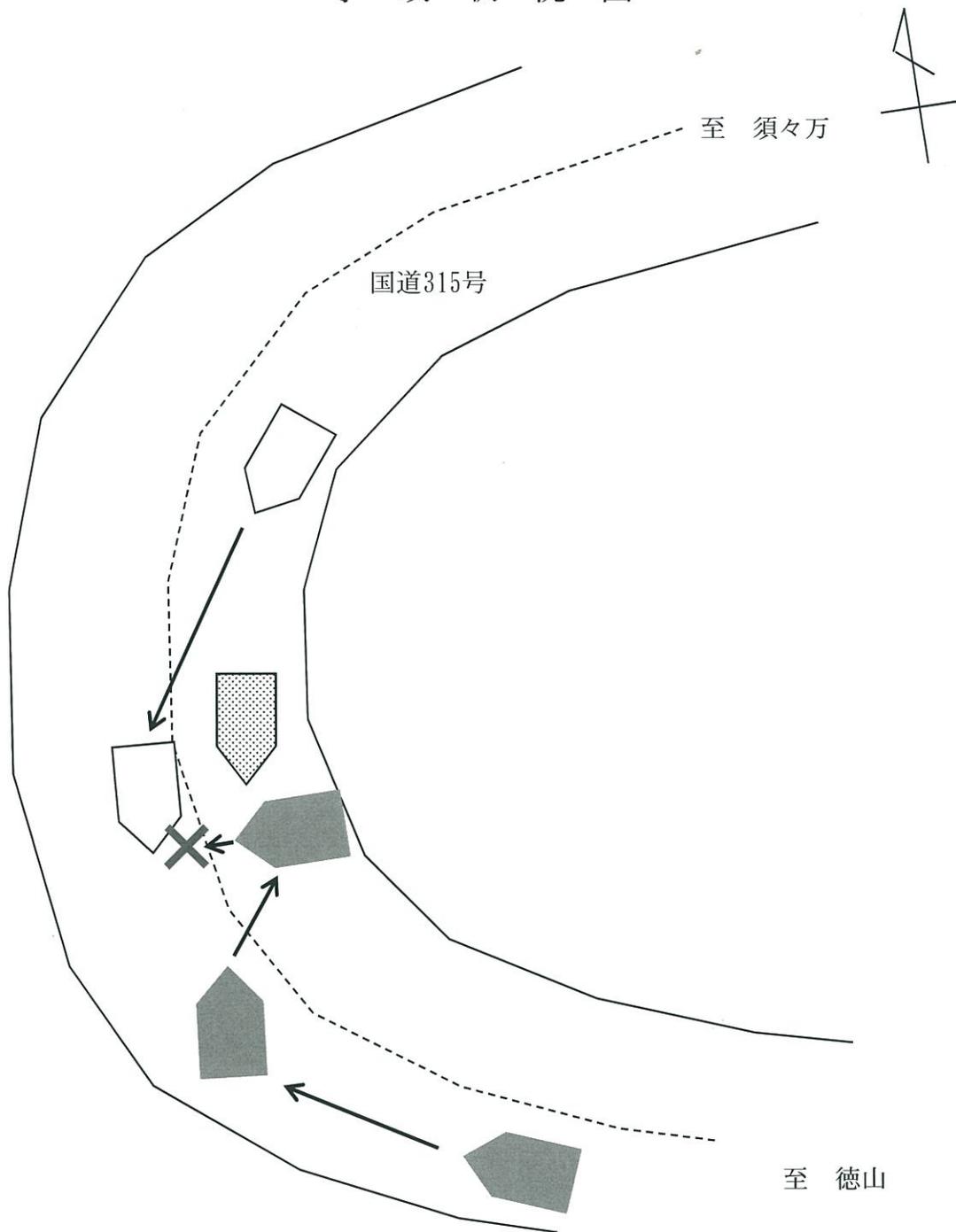
事故の状況等を勘案した結果、損害額を各自それぞれが負担することが妥当と判断したため。

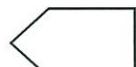
2 専決処分の年月日

平成30年4月20日

(参考)

事故状況図



-  公用車
-  相手方車両
-  第三者車両